

# 石綿作業主任者技能講習

## 臨時開催のご案内【栃木労働局長登録番号第165号】

- **主 催** 建設業労働災害防止協会栃木県支部（建災防栃木県支部）
- **開 催 日** 令和6年11月11日（月）、12日（火） 9時～16時30分
- **会 場** カンセキスタジアムとちぎ【会議室6】（宇都宮市西川田4-1-1）  
注）駐車場は近隣のコインパーキング（有料:自己負担）をご利用ください
- **定 員** 60名（定員になり次第〆切）  
【※1社2名までの受付けとさせていただきます】
- **受 講 料** 14,300円（税込）【内訳：受講料11,600円 送料代等2,700円】  
但し、県支部会員は送料代等を無料とするため、11,600円（税込）。
- **予約開始日** 令和6年10月4日（金）8時30分～（電話予約）
- **申込期限** 令和6年10月25日（金）※受講申込書必着
- **申込方法**
  1. **まずはお電話(028-639-3133)でご予約ください。**  
（予約開始日：令和6年10月4日8時30分～）
  2. 受講料を事前に下記口座にお振込みください。

足利銀行 本店 普通 1406964  
建設業労働災害防止協会栃木県支部
  3. 別紙の受講申込書と振込みの控え（コピー）を下記宛て郵送してください。  
【〒321-0933 宇都宮市築瀬町1958-1 建災防栃木県支部 宛】
  4. 受講票を後日送付しますので、当日ご持参ください。

※受講料の振込み払いについては、インボイス制度に対応した「明細付き領収書」にて発行し、返送いたします。

# 作業主任者技能講習受講申込書

講習日	月	日
-----	---	---

受講を希望する番号に○印をつけてください。		写 真 3 cm×2.4cm 2枚 正面・無帽 無背景・上三分身 (1枚貼付 1枚クリップ留め)
1. 地山の掘削及び土止め支保工 2. 型枠支保工の組立て等 3. 足場の組立て等 4. 建築物等の鉄骨の組立て等	5. 木造建築物の組立て等 6. コンクリート造の工作物の解体等 7. 石綿 8. 特定化学物質及び四アルキル鉛等	
■人材開発支援助成金の利用 (有・無) 助成金を利用する方は雇用保険適用事業所番号と保険料率を下記に記入してください。		
事業所 番 号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	保険 料率
		1000分の

注) ★ の欄は必ず本人が記入してください。

★ふりがな 氏 名	-----		★生年月日	S	年	月	日		
	併記を希望する場合の旧姓 又は通称(要確認書類)			H	(満 歳)				
★現住所	〒 _____	TEL	-	-					
		携帯電話	-	-					
勤務先事業所名		TEL	-	-					
		FAX	-	-					
勤務先所在地	〒 _____								
★受講資格に必要な学歴(裏面参照) 下記の作業経験年数が2年以上3年未満の方のみ記入してください。 ※その際は卒業証明書等のコピーを添付してください。			高等学校						
			大学	科					
作業経験年数の 事業主証明欄 (上記の種目7.8については記入不要)  ※個人事業主及び一人 親方の場合、第三 者の署名・捺印が必 要です。(家族の証明 は不可)	当該作業 経験年数	S H R	年	月	~	S H R	年	月	まで ( 年 月 )
	↑※下記申込月を含めないこと								
	上記のとおり当該作業経験年数に相違ないことを証明します。								
	所在地		〒 _____						
事業所名		TEL	-	-					
代表者職氏名		FAX	-	-					
				印					

※訂正箇所には訂正印を押してください。(修正液等不可)

申込日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

- 記入していただいた各項目は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
- 旧姓又は通称併記希望者は、戸籍抄本、住民票、自動車運転免許証など名称確認できる書類のコピーを添付してください。尚、本籍地の記載はマスキング(黒塗り)してください。
- 受講対象者の年齢は満18歳以上とします。
- 受講料は、当日欠席の場合は返還できません。
- 遅刻をされますと受講できませんのでご注意ください。(時間厳守)

■記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立てはいたしません。

◎実施 管理者	◎受付 担当者	★申 込 者 (受講者本人)	◎受付 番号
------------	------------	-------------------	-----------

◎欄は記入不要です。

## 受 講 資 格 一 覧 表

地山の掘削 及び 土止め支保工	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者</li> <li>② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者</li> <li>③ その他厚生労働大臣が定める者</li> </ul>
型枠支保工の 組立て等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者</li> <li>② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有する者</li> <li>③ その他厚生労働大臣が定める者</li> </ul>
足場の組立て等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 足場の組立て、解体又は変更に関する<b>作業に満18歳以上となってから3年以上従事した経験</b>を有する者</li> <li>② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者</li> <li>③ その他厚生労働大臣が定める者</li> </ul>
建築物等の鉄骨の 組立て等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業（次号において「建築物等の鉄骨の組立て等の作業」という。）に関する作業に3年以上従事した経験を有する者</li> <li>② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者</li> <li>③ その他厚生労働大臣が定める者</li> </ul>
木造建築物の 組立て等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業（次号において「構造部材の組立て作業」という。）に3年以上従事した経験を有する者</li> <li>② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者</li> <li>③ その他厚生労働大臣が定める者</li> </ul>
コンクリート造の 工作物の解体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業（次号において「工作物の解体等の作業」という。）に3年以上従事した経験を有する者</li> <li>② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有する者</li> <li>③ その他厚生労働大臣が定める者</li> </ul>
石 綿	受講するための必要な資格はなし（但し、受講対象者の年齢は満18歳以上とする）
特定化学物質及び 四アルキル鉛等	

北第1・第2  
駐車場



会場から比較的近い北第1・第2駐車場からの案内図です。

①



→ ②



→ ③



→ ④

